

令和三年三月十九日受領  
答弁第七一号

内閣衆質二〇四第七一号

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森 殿

衆議院議員櫻井周君提出総理大臣の解散権よりも国民の命を守るためのワクチン接種の円滑な実施が優先されることを確認することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出総理大臣の解散権よりも国民の命を守るためのワクチン接種の円滑な実施が優先されることを確認することに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、可能な限り早く国民の皆様が接種を受けることができるよう、政府一体となって取り組んでいるところである。

一方、衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めるところを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であることから、衆議院の解散をいかなる場合に行うかについては、内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。